



# 山形県公報

令和7年12月23日(火)

号外(35)

---

## 目 次

---

### 条 例

○山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課) … 7
○山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	( 同 ) … 9
○山形県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課) … 41
○山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課) … 42
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	( 同 ) … 同
○山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(こども安心保育支援課) … 同
○山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(こども家庭福祉課) … 43
○山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	( 同 ) … 44
○山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(障がい福祉課) … 同
○山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	(道路保全課) … 同
○山形県県営住宅条例の一部を改正する条例	(建築住宅課) … 45
○山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例	(教 育 局) … 同

---

### この号で公布された条例のあらまし

---

- ◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第43号)  
(人事課)
- 1 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正
    - (1) 議会の議員及び知事等に対して12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175に引き上げることとした。 (改正条例第1条の規定による改正後の第2条第5項及び第3条第3項関係)
    - (2) 議会の議員の報酬月額、知事等の給料月額及び行政委員会の委員等の報酬額を引き上げることとした。 (改正条例第1条の規定による改正後の第6条第1項及び別表第1～別表第3関係)
    - (3) 議会の議員及び知事等に対して6月に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。 (改正条例第2条の規定による改正後の第2条第5項及び第3条第3項関係)
  - 2 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例 (平成23年3月県条

### 例第8号) の一部改正

この条例による改正後の規定により支給すべき1月当たりの報酬の額が、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月県条例第8号）による改正前の規定を適用したとしたならば支給すべきこととなる報酬の額に100分の106.37を乗じて得た額（以下「報酬の上限額」という。）を超える教育委員会の委員等に支給する1月当たりの報酬の額は、当分の間、報酬の上限額とすることとした。

### 3 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)及び2の改正は令和8年1月1日から、1の(3)の改正は同年4月1日から施行することとした。

(2) 1の(1)に関する改正規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用することとした。

#### ◇ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第44号）（人事課）

##### 1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正

###### (1) 納入表の改定

イ 全納入表の納入月額を改定することとした。（改正条例第1条の規定による改正後の別表第1～別表第6関係）

ロ 行政職納入表、公安職納入表、研究職納入表、医療職納入表(2)及び医療職納入表(3)について、号給の増設を行うこととした。（改正条例第2条の規定による改正後の別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6関係）

###### (2) 諸手当の改定

###### イ 初任給調整手当

(イ) 医療職納入表(1)の適用を受ける職員等に対する支給月額の限度額を417,600円に引き上げることとした。（第9条の2第1項第1号関係）

(ロ) 医療職納入表(1)以外の納入表の適用を受ける職員等のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員等に対する支給月額の限度額を52,100円に引き上げることとした。（第9条の2第1項第2号関係）

###### ロ 通勤手当

(イ) 通勤のため駐車施設等を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員等を手当の支給対象とすることとし、当該手当の支給月額の限度額を5,000円とすることとした。（改正後の第12条の6第1項第4号、第2項第4号、第5項及び第8項関係）

(ロ) 自動車等を使用することを常例とする職員等に対する支給月額の限度額を66,400円に引き上げることとした。（第12条の6第2項第2号関係）

###### ハ 特地勤務手当に準ずる手当

新たに納入表の適用を受ける職員及び警察職員となった者を手当の支給対象とすることとした。（第13条の3第4項関係）

###### ニ 宿日直手当

支給の限度額を、勤務1回につき、通常の宿日直勤務にあっては4,700円に、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては22,500円に、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を行う宿日直勤務にあっては7,700円に引き上げることとした。（第19条第1項関係）

###### ホ 期末手当

(イ) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第20条第2項関係）

(ロ) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の126.25（特定幹部職員にあっては、100分の106.25）に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とす

こととした。（改正条例第2条の規定による改正後の第20条第2項関係）

へ 勤勉手当

(イ) 12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）

(ロ) 6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）に引き上げるとともに、12月に支給する勤勉手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）

2 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

通勤のため駐車施設等を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員を通勤手当の支給対象とすることとした。

3 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

通勤のため駐車施設等を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員を通勤手当の支給対象とすることとした。

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

特定任期付職員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第4条第1項関係）

(2) 期末手当の改定

イ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の97.5に引き上げることとした。（改正条例第5条の規定による改正後の第5条第2項関係）

ロ 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の96.25に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第6条の規定による改正後の第5条第2項関係）

(3) 勤勉手当の改定

イ 12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の80に引き上げることとした。（改正条例第5条の規定による改正後の第5条第2項関係）

ロ 6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の78.75に引き上げるとともに、12月に支給する勤勉手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第6条の規定による改正後の第5条第2項関係）

5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第5条第1項及び第2項関係）

(2) 期末手当の改定

イ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の177.5に引き上げることとした。（改正条例第7条の規定による改正後の第6条第2項関係）

ロ 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の175に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第8条の規定による改正後の第6条第2項関係）

6 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)のロ並びに(2)のロ、ホの(ロ)及びへの(ロ)、2、3、4の(2)のロ及び(3)のロ並びに5の(2)のロの改正は、令和8年4月1日から施行することとした。

(2) 1の(1)のイ並びに(2)のイ、ハ、ニ、ホの(イ)及びへの(イ)に関する改正規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定、4の(1)、(2)のイ及び(3)のイに関する改正規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定並びに5の(1)及び(2)の

イに関する改正規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用することとした。

- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第45号）（財政課）
- 1 政党助成法の規定に基づく支部政党交付金使途等報告書等の写しの交付を受ける者から手数料を徴収することとした。（改正後の第2条第1項第431号の5関係）
  - 2 建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。（第2条第1項第384号の2及び第384号の2の2関係）
  - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の改正は、令和8年1月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第46号）（市町村課）
- 1 医療法の規定に基づくかかりつけ医機能に関する報告の受理等の事務は、山形市が処理することとした。
  - 2 この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。
- ◇ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（県条例第47号）（市町村課）
- 住民基本台帳法の一部改正に伴い、都道府県知事保存本人確認情報を提供する執行機関及び事務の範囲を変更することとした。
- ◇ 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第48号）（こども安心保育支援課）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第49号）（こども家庭福祉課）
- 1 乳児院の長、母子生活支援施設の長、児童養護施設の長、児童心理治療施設の長及び児童自立支援施設の長の資格について、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者又はこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者であって規則で定めるものに該当し、かつ、各施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、各施設を適切に運営する能力を有するものを加えることとした。（改正後の第25条第1項第3号、第29条第1項第3号、第40条第1項第3号、第59条第1項第3号及び第63条第1項第3号関係）
  - 2 母子支援員及び児童指導員の資格について、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加えることとした。（改正後の第30条第5号及び第41条第4号関係）
  - 3 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の資格について、精神保健福祉士及びこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加えることとした。（改正後の第64条第3号及び第4号並びに第65条第3号及び第4号関係）
  - 4 この条例は、令和8年3月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第50号）（こども家庭福祉課）
- 1 児童指導員の資格について、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加えることとした。（改正後の第21条第4号関係）
  - 2 児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。（第14条関係）
  - 3 この条例は、令和8年3月1日から施行することとした。ただし、2の改正は、公布の日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第51号）（障がい福祉課）
- 児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（県条例第52号）（道路保全課）
- 道路の附属物である自動車駐車場等に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設

等に係る道路の占用料の額を定めることとした。

◇ 山形県県営住宅条例の一部を改正する条例（県条例第53号）（建築住宅課）

- 1 県営住宅の入居者の公募の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法によることとした。（第3条関係）
- 2 県営住宅の入居者の資格について、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しないこととした。（改正前の第5条第1号関係）
- 3 県営住宅の入居者の資格に次に掲げる条件を加えることとした。（改正後の第5条第1号、第2号及び第6号～第8号関係）
  - (1) 独立の生計を営む者であること。
  - (2) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合においては、これらの者が親族であって入居者と生計を一にするものであること。
  - (3) 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（以下「入居者等」という。）が地方税を滞納していないこと。
  - (4) 入居者等が過去に県営住宅に入居していた場合においては、現に当該県営住宅の家賃等に係る債務を負っていないこと。
  - (5) 入居者等が周辺の生活環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたことにより、県営住宅の明渡しの請求を受けた者又はその者と同居し、当該請求の原因となった行為をした者（当該行為をした時に成年であった者に限る。）である場合においては、当該請求に基づく明渡しを行った日の翌日から起算して5年を経過していること。

- 4 入居決定者について、連帯保証人を立てることを要しないこととした。（第10条関係）

- 5 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、公布の日から施行することとした。

◇ 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第54号）（教育局）

- 1 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正

教職調整額の支給割合を100分の10に引き上げるとともに、指導改善研修被認定者について教職調整額を支給しないこととした。

- 2 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額を8,600円に引き上げることとした。（第13条の6第2項関係）

(2) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額の加算額を30,700円に引き上げることとした。（別表第4教育職給料表(1)の項の表の備考第2号関係）

(3) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が4級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、同表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とすることとした。（改正後の別表第4教育職給料表(1)の項の表の備考第3号関係）

(4) 教育職給料表(2)の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額の加算額を31,700円に引き上げることとした。（別表第4教育職給料表(2)の項の表の備考第2号関係）

(5) 教育職給料表(2)の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が4級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、同表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とすることとした。（改正後の別表第4教育職給料表(2)の項の表の備考第3号関係）

- 3 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(1) 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当の額を引き上げることとした。（第15条第2項第2号関係）

(2) 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当を廃止することとした。（改正前の第3条第26号及び第18条関係）

4 この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。

## 条 例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第43号

#### 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正)

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「とする」を「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする」に改める。

第6条第1項中「16,500円」を「17,100円」に改める。

別表第1議員報酬月額の欄中

904,000円
807,000円
778,000円

939,000円
839,000円
808,000円

に改める。

別表第2給料月額の欄中

1,240,000円
954,000円

1,289,000円
991,000円

に、

「801,000円」を「832,000円」に、「619,000円」を「643,000円」に改める。

日額 26,400円
同 29,400円
同 26,400円
同 11,000円
同 26,400円
月額 196,000円
日額 26,400円

日額 27,400円
同 30,500円
同 27,400円
同 11,400円
同 27,400円
月額 203,000円
日額 27,400円

月額 196,000円
日額 26,400円
同 29,400円
同 26,400円
同 11,000円
同 29,400円
同 26,400円
同 11,000円
同 29,400円
同 26,400円
同 29,400円
同 26,400円

別表第3報酬額の欄中

月額 203,000円
日額 27,400円
同 30,500円
同 27,400円
同 11,400円
同 30,500円
同 27,400円
同 11,400円
同 30,500円
同 27,400円
同 30,500円
同 27,400円

に、  
を

「32,100円」を「33,300円」に、「276,000円」を「286,000円」に、「285,000円」を「296,000円」に改める。

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。  
(山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月県条例第8号）の一部を次のように改める。

附則第2項中「100分の102.3」を「100分の106.37」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例第6条第1項及び別表第1から別表第3までの改正規定並びに第3条の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第44号

#### 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改める。

第12条の6第1項に次の1号を加える。

（4）通勤のため自動車等の駐車のための施設等（人事委員会規則で定めるものに限る。第8項において「駐車施設等」という。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員等（人事委員会規則で定める職員等を除く。）

第12条の6第2項第2号中「53,000円」を「66,400円」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）前項第4号に掲げる職員等 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（第5項において「駐車施設等料金相当額」という。）

第12条の6第5項中「及び」を「、駐車施設等料金相当額及び」に改め、同条第8項中「に係る」を「及び駐車施設等に係る」に改める。

第13条の3第4項中「県企業職員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員及び警察職員に限る。）」を削る。

第19条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「21,000円」を「22,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額」に、「100分の105）を乗じて得た額」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額）」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」に、「とする」を「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）を乗じて」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1  
行 政 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
	1	197,400	245,600	281,200	315,300	338,500	373,300	428,200	480,300	534,600
	2	198,500	247,100	282,200	316,800	340,300	375,100	430,100	485,700	541,500
	3	199,800	248,700	283,200	318,300	342,200	376,700	432,000	490,700	546,600
	4	200,900	250,200	284,200	319,700	343,900	378,300	433,900	495,300	550,900
	5	202,000	251,700	285,200	321,100	345,600	379,900	435,700	499,400	554,400
	6	203,800	253,200	286,200	322,200	347,300	381,800	437,600	502,900	557,600
	7	205,400	254,700	287,200	323,200	349,100	383,300	439,400	505,800	560,600
	8	207,000	256,100	288,200	324,400	350,700	384,900	441,200	508,300	563,100
	9	208,600	257,600	289,200	325,600	352,300	386,200	442,800	510,400	565,100
	10	210,400	258,800	290,200	327,200	354,000	387,800	444,300		
	11	212,000	260,100	291,200	328,900	355,800	389,500	445,900		
	12	213,600	261,500	292,300	330,500	357,400	391,000	447,400		
	13	215,300	262,700	293,300	332,000	358,900	392,900	449,000		
	14	217,000	263,900	294,600	333,600	360,500	394,800	450,300		
	15	218,700	265,100	295,900	335,200	362,200	396,800	451,600		
	16	220,500	266,300	297,200	336,800	363,700	398,600	452,800		
	17	221,800	267,400	298,400	338,300	365,100	400,200	454,000		
	18	223,400	268,600	299,700	340,000	366,800	402,000	455,300		
	19	225,000	269,700	300,900	341,700	368,500	403,700	456,600		
	20	226,500	270,800	302,200	343,300	370,100	405,300	457,900		
	21	228,200	271,700	303,200	344,700	371,300	407,100	459,100		
	22	229,800	272,700	304,400	346,400	372,800	408,500	459,900		
	23	231,500	273,700	305,600	348,200	374,300	409,900	460,700		
	24	233,200	274,700	306,900	349,800	375,900	411,300	461,500		
	25	234,900	275,800	308,300	351,000	377,600	412,700	462,100		
	26	236,700	276,700	309,300	352,900	379,400	413,900	462,800		
	27	238,200	277,600	310,300	354,700	381,000	415,100	463,400		
	28	239,800	278,500	311,300	356,300	382,800	416,200	464,000		
	29	241,100	279,300	312,400	357,800	384,200	417,300	464,700		
	30	242,200	280,100	313,600	359,400	385,500	418,500	465,500		
	31	243,400	280,900	314,800	361,100	386,800	419,700	465,900		
	32	244,500	281,600	316,000	362,700	388,200	420,800	466,600		
	33	245,600	282,300	317,100	364,400	389,300	421,500	467,100		
	34	246,700	283,100	318,400	366,300	390,200	422,200	467,500		
	35	247,800	283,900	319,700	368,100	391,200	422,900	467,900		
	36	248,900	284,600	321,100	369,900	392,200	423,600	468,300		
	37	250,100	285,300	322,300	371,400	393,000	424,200	468,700		
	38	251,100	286,100	323,600	372,800	394,000	424,800	469,100		
	39	252,000	286,800	324,900	374,300	394,900	425,300	469,400		
	40	252,800	287,500	326,200	375,700	395,700	425,700	469,700		

	41	253,600	288,200	327,600	377,200	396,500	426,100	470,000		
	42	254,300	288,900	328,900	378,000	397,300	426,300	470,300		
	43	254,900	289,600	330,200	379,100	398,100	426,600	470,600		
	44	255,600	290,300	331,300	380,100	398,800	426,900	470,900		
	45	256,300	291,000	332,200	381,000	399,500	427,200	471,200		
	46	256,900	291,700	333,500	382,100	400,200	427,500			
	47	257,500	292,400	334,800	383,000	400,900	427,800			
	48	258,100	293,000	336,100	384,000	401,700	428,100			
	49	258,600	293,700	337,300	384,900	402,200	428,400			
	50	259,200	294,300	338,600	385,600	402,800	428,700			
	51	259,800	295,000	339,800	386,300	403,400	428,900			
	52	260,300	295,700	341,000	386,900	404,100	429,200			
	53	260,700	296,300	342,300	387,300	404,500	429,400			
	54	261,100	296,900	343,400	387,900	405,100	429,700			
	55	261,500	297,500	344,500	388,600	405,700	430,000			
	56	261,800	298,200	345,600	389,300	406,300	430,300			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	57	262,100	298,800	346,300	389,600	406,700	430,500			
	58	262,400	299,400	347,200	390,300	407,300	430,800			
	59	262,700	300,000	348,000	391,000	407,900	431,100			
	60	263,000	300,700	348,800	391,600	408,400	431,300			
	61	263,300	301,300	349,600	391,900	408,800	431,500			
	62	263,600	302,000	350,000	392,400	409,400	431,800			
	63	263,900	302,500	350,500	393,100	409,900	432,100			
	64	264,200	303,000	351,300	393,700	410,400	432,300			
	65	264,500	303,500	352,100	394,000	410,700	432,500			
	66	264,800	304,100	352,800	394,600	411,100	432,800			
	67	265,100	304,600	353,500	395,300	411,500	433,100			
	68	265,400	305,200	354,100	395,900	411,900	433,300			
	69	265,700	305,600	354,600	396,300	412,200	433,500			
	70	266,000	306,100	355,200	396,800	412,500	433,800			
	71	266,300	306,600	355,700	397,400	412,800	434,100			
	72	266,600	307,200	356,300	397,900	413,000	434,300			
	73	266,900	307,700	356,600	398,400	413,200	434,500			
	74	267,200	308,200	357,100	399,000	413,500				
	75	267,500	308,500	357,400	399,500	413,800				
	76	267,800	308,900	357,800	399,800	414,000				
	77	268,200	309,000	358,200	400,200	414,200				
	78	268,500	309,300	358,700	400,700	414,500				
	79	268,800	309,500	359,200	401,100	414,800				
	80	269,100	309,800	359,700	401,500	415,000				
	81	269,400	310,000	360,000	401,900	415,200				
	82	269,700	310,200	360,400	402,400	415,500				
	83	270,000	310,500	360,900	402,800	415,800				
	84	270,300	310,700	361,300	403,200	416,000				
	85	270,600	311,000	361,600	403,500	416,200				

	86	270,900	311,200	362,000							
	87	271,200	311,500	362,400							
	88	271,500	311,800	362,800							
	89	271,800	312,100	363,000							
	90	272,100	312,400	363,400							
	91	272,400	312,700	363,800							
	92	272,700	313,100	364,200							
	93	273,000	313,200	364,300							
	94		313,400	364,800							
	95		313,800	365,200							
	96		314,200	365,500							
	97		314,400	365,800							
	98		314,700	366,200							
	99		315,000	366,600							
	100		315,400	367,000							
	101		315,600	367,500							
	102		315,900	367,900							
	103		316,200	368,300							
	104		316,500	368,700							
	105		316,700	369,200							
	106		317,000	369,600							
	107		317,300	369,900							
	108		317,600	370,200							
	109		317,800	370,700							
	110		318,100								
	111		318,600								
	112		318,900								
	113		319,000								
	114		319,300								
	115		319,600								
	116		320,000								
	117		320,200								
	118		320,400								
	119		320,700								
	120		321,000								
	121		321,300								
	122		321,500								
	123		321,800								
	124		322,100								
	125		322,400								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額								
	円 203,800	円 231,800	円 274,300	円 295,200	円 311,100	円 337,800	円 381,400	円 416,500	円 470,600		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。

別表第2  
公 安 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
	1	227,700	249,100	273,500	313,700	350,200	372,200	403,700	440,800	488,300
	2	230,100	251,300	275,600	314,700	351,700	373,900	405,400	442,400	494,400
	3	232,600	253,500	277,800	315,600	353,200	375,600	407,100	444,000	499,400
	4	235,000	255,800	280,000	316,500	354,700	377,300	408,800	445,500	503,700
	5	237,400	258,000	282,100	317,100	356,300	378,900	410,400	447,000	507,800
	6	239,900	260,200	283,400	317,800	357,700	380,600	412,000	448,600	511,200
	7	242,300	262,300	284,800	318,500	359,000	382,200	413,600	450,000	514,200
	8	244,600	264,100	286,100	319,200	360,300	383,800	415,200	451,500	516,700
	9	246,900	266,200	287,400	319,800	361,600	385,300	416,900	452,600	518,900
	10	249,100	267,900	288,700	320,500	363,300	386,900	418,500	454,000	
	11	251,200	269,600	290,000	321,200	364,900	388,500	420,100	455,600	
	12	253,200	271,100	291,400	321,800	366,500	390,200	421,700	457,100	
	13	255,300	272,600	292,700	322,500	367,900	391,800	423,300	458,400	
	14	257,300	274,500	293,900	323,200	369,500	393,400	425,300	460,100	
	15	259,400	276,200	294,900	323,900	371,100	395,000	427,300	461,700	
	16	261,000	278,000	296,400	324,700	372,600	396,700	429,400	463,400	
	17	262,700	279,500	297,500	325,400	374,100	398,300	430,900	464,800	
	18	264,300	280,700	298,600	326,200	375,700	399,900	432,600	466,500	
	19	265,800	281,900	299,700	327,200	377,300	401,500	434,200	468,200	
	20	267,400	283,000	300,900	328,000	378,800	403,200	435,900	469,800	
	21	269,000	284,400	302,100	328,900	380,300	404,800	437,600	471,300	
	22	270,900	285,600	302,700	330,200	382,000	406,400	439,100	472,000	
	23	272,500	286,900	303,200	331,500	383,600	408,100	440,600	472,700	
	24	274,200	288,200	303,800	332,800	385,200	409,900	442,000	473,400	
	25	275,700	289,600	304,200	334,000	386,600	411,600	443,200	473,800	
	26	276,900	291,000	304,800	335,500	388,300	413,600	444,700	474,300	
	27	278,200	292,200	305,300	336,900	390,100	415,500	446,300	475,000	
	28	279,400	293,400	305,800	337,900	391,700	417,400	447,700	475,600	
	29	280,600	294,300	306,200	338,800	393,300	419,100	449,200	476,200	
	30	281,900	295,300	306,800	340,000	394,900	420,500	450,500	476,900	
	31	283,200	296,500	307,300	341,100	396,600	421,800	451,800	477,400	
	32	284,600	297,500	307,800	342,300	398,300	423,100	453,000	477,900	
	33	285,900	298,700	308,300	343,400	400,000	424,100	454,000	478,400	
	34	287,300	299,300	308,900	344,600	402,100	425,200	454,700	478,700	
	35	288,500	299,900	309,400	345,800	404,100	426,200	455,400	479,000	
	36	289,800	300,500	309,800	346,900	406,100	427,200	456,200	479,400	
	37	290,800	300,900	310,300	348,000	407,800	428,400	456,700	479,800	
	38	291,800	301,500	310,900	349,200	409,500	429,600	457,100	480,000	
	39	292,900	302,100	311,500	350,400	411,100	430,700	457,500	480,300	
	40	294,000	302,700	312,000	351,600	412,600	431,800	457,800	480,500	
	41	295,200	303,100	312,700	352,700	413,800	433,000	458,100	480,800	
	42	295,800	303,700	313,400	353,900	414,800	433,800	458,400	481,000	
	43	296,500	304,300	314,100	355,100	415,900	434,600	458,700	481,200	
	44	297,000	304,800	314,700	356,300	416,900	435,200	459,000	481,400	
	45	297,400	305,200	315,300	357,400	417,900	435,700	459,200	481,800	
	46	297,900	305,700	316,100	358,700	419,000	436,400	459,500		

	47	298,400	306,200	316,900	359,900	420,100	437,100	459,800		
	48	298,900	306,700	317,600	361,100	421,300	437,700	460,000		
	49	299,300	307,300	318,400	362,400	422,600	438,400	460,300		
	50	299,800	307,800	319,500	363,800	423,400	438,800	460,600		
	51	300,300	308,400	320,500	365,100	424,200	439,400	460,900		
	52	300,800	308,900	321,500	366,400	424,800	440,000	461,200		
	53	301,300	309,500	322,500	367,300	425,300	440,400	461,500		
	54	301,900	310,100	323,600	368,700	426,000	440,900	461,800		
	55	302,400	310,800	324,600	369,900	426,700	441,400	462,000		
	56	302,800	311,400	325,700	371,100	427,400	441,900	462,300		
	57	303,300	312,000	326,700	372,200	427,700	442,400	462,500		
	58	303,800	312,900	327,800	373,500	428,400	442,900	462,800		
	59	304,300	313,700	328,900	375,000	429,100	443,300	463,100		
	60	304,700	314,400	330,000	376,400	429,600	443,700	463,300		
	61	305,200	315,200	330,900	377,700	430,000	444,100	463,500		
	62	305,600	316,000	332,000	379,200	430,400	444,400	463,800		
	63	306,100	316,800	333,100	380,700	430,900	444,700	464,100		
	64	306,500	317,700	334,200	382,200	431,400	445,000	464,400		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	65	307,000	318,500	335,200	383,400	431,900	445,300	464,600		
	66	307,500	319,400	336,300	384,800	432,300	445,600	464,900		
	67	308,000	320,200	337,400	386,200	432,800	445,900	465,200		
	68	308,400	321,000	338,500	387,500	433,300	446,100	465,500		
	69	308,900	321,900	339,500	388,700	433,800	446,300	465,700		
	70	309,300	322,700	340,600	389,900	434,300	446,600	466,000		
	71	309,700	323,600	341,900	391,100	434,900	446,900	466,300		
	72	310,200	324,500	343,100	392,300	435,500	447,100	466,600		
	73	310,700	325,200	343,800	393,700	435,900	447,300	466,800		
	74	311,200	326,100	345,100	394,900	436,500	447,600			
	75	311,800	327,000	346,400	396,100	436,900	447,900			
	76	312,200	327,800	347,800	397,200	437,100	448,100			
	77	312,700	328,400	349,100	398,300	437,400	448,300			
	78	313,300	329,300	350,500	399,500	437,900	448,600			
	79	313,900	330,200	351,900	400,600	438,200	448,900			
	80	314,500	331,200	353,300	401,900	438,500	449,100			
	81	315,000	332,100	354,700	403,000	438,800	449,300			
	82	315,500	333,200	356,300	403,600	439,200	449,600			
	83	316,200	334,200	357,800	404,100	439,700	449,900			
	84	316,800	335,200	359,400	404,600	440,000	450,100			
	85	317,400	336,100	360,800	405,200	440,300	450,300			
	86	318,100	337,100	362,300	405,800					
	87	318,800	338,100	363,800	406,400					
	88	319,500	339,100	365,200	407,000					
	89	320,200	340,000	366,500	407,300					
	90	320,900	341,400	367,700	407,800					
	91	321,600	342,600	369,000	408,400					
	92	322,300	343,800	370,300	408,900					
	93	322,800	345,000	371,600	409,300					
	94	323,700	346,300	373,200	409,700					
	95	324,600	347,600	374,700	410,200					
	96	325,400	348,800	376,100	410,700					
	97	326,200	350,000	377,400	411,100					
	98	327,100	351,300	378,600	411,600					
	99	328,000	352,600	379,700	412,100					

	100	328,900	353,800	381,000	412,600					
	101	329,800	355,200	382,100	412,900					
	102	330,800	356,100	383,200	413,300					
	103	331,800	357,100	384,300	413,800					
	104	332,800	358,200	385,500	414,100					
	105	333,600	359,400	386,700	414,400					
	106	334,200	360,500	387,200	414,900					
	107	334,800	361,500	387,800	415,400					
	108	335,400	362,500	388,400	415,900					
	109	335,900	363,700	389,000	416,200					
	110	336,400	364,700	389,500	416,700					
	111	336,800	365,700	389,900	417,200					
	112	337,300	366,600	390,400	417,700					
	113	338,100	367,600	390,800	418,000					
	114	338,800	368,500	391,200	418,500					
	115	339,500	369,500	391,700	419,000					
	116	340,100	370,500	392,300	419,500					
	117	340,700	371,500	392,700	419,900					
	118	341,400	371,900	393,200	420,400					
	119	342,100	372,500	393,800	420,800					
	120	342,900	373,100	394,300	421,300					
	121	343,500	373,400	394,400	421,700					
	122	343,800	373,800	395,000						
	123	344,300	374,300	395,500						
	124	344,800	374,700	395,900						
	125	345,100	375,100	396,400						
	126		375,500	396,900						
	127		375,900	397,400						
	128		376,300	397,900						
	129		376,700	398,200						
	130		377,100	398,700						
	131		377,500	399,200						
	132		377,900	399,700						
	133		378,100	400,000						
	134		378,600	400,500						
	135		378,900	400,900						
	136		379,200	401,400						
	137		379,500	401,700						
	138		379,900	402,100						
	139		380,400	402,600						
	140		380,900	403,100						
	141		381,200	403,400						
	142		381,700							
	143		382,200							
	144		382,700							
	145		383,000							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		259,900	272,200	276,800	310,000	327,600	342,500	367,100	404,000	437,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3

## 海事職給料表

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	1	235,200	294,900	338,900	386,700	430,400
	2	238,600	297,100	340,000	388,400	432,600
	3	241,800	299,000	341,100	390,100	434,700
	4	245,300	300,700	342,100	391,700	436,800
	5	248,600	302,400	343,100	393,200	438,800
	6	251,800	303,900	344,600	394,900	440,200
	7	255,000	305,400	346,200	396,600	441,600
	8	258,000	306,900	347,800	398,100	442,900
	9	261,100	308,400	349,700	399,700	444,300
	10	264,000	309,900	351,400	401,200	445,600
	11	267,000	311,300	353,000	402,600	446,800
	12	269,800	312,800	354,600	404,200	448,000
	13	272,800	314,200	356,300	405,700	449,200
	14	275,800	315,600	358,000	407,100	450,500
	15	278,600	316,900	359,600	408,400	451,600
	16	281,400	318,200	361,100	409,700	452,700
	17	284,200	319,500	362,600	411,300	453,700
	18	286,500	320,600	363,400	412,800	454,700
	19	287,900	321,800	364,200	414,400	455,800
	20	289,300	322,900	365,000	416,000	457,000
	21	290,700	324,200	365,800	417,600	457,900
	22	292,000	325,100	366,500	419,000	458,700
	23	293,200	325,800	367,300	420,400	459,600
	24	294,300	326,500	368,000	421,800	460,500
	25	295,400	327,200	368,800	423,200	461,400
	26	296,000	327,900	369,500	424,400	462,300
	27	296,500	328,500	370,400	425,600	463,100
	28	297,000	329,100	371,100	426,800	463,900
	29	297,500	329,800	371,800	428,000	464,300
	30	297,900	330,400	372,500	429,100	464,800
	31	298,400	331,000	373,100	430,100	465,400
	32	298,800	331,600	373,800	431,100	465,900
	33	299,200	332,200	374,500	431,600	466,400
	34	299,500	332,800	375,100	432,500	466,700
	35	299,800	333,200	375,800	433,400	467,200
	36	300,100	333,700	376,500	434,300	467,600
	37	300,400	334,200	377,200	435,100	467,900
	38	300,700	334,700	377,800	436,000	468,400
	39	301,000	335,200	378,400	436,800	469,000
	40	301,300	335,500	379,100	437,700	469,600
	41	301,600	335,800	379,800	438,500	470,200
	42	301,900	336,200	380,500	439,400	470,900
	43	302,200	336,500	381,200	440,300	471,500
	44	302,500	336,800	381,900	440,800	472,100
	45	302,800	337,100	382,500	441,000	472,400
	46	303,000	337,400	383,300	441,400	473,100
	47	303,300	337,700	384,100	441,700	473,700
	48	303,600	338,000	384,800	442,000	474,300
	49	303,900	338,300	385,600	442,300	474,700

	50	304,200	338,600	386,500	442,500	475,000
	51	304,500	338,900	387,400	442,800	475,300
	52	304,800	339,200	388,100	443,200	475,500
	53	304,900	339,500	388,700	443,500	475,700
	54	305,200	339,800	389,600	444,000	475,900
	55	305,500	340,100	390,500	444,600	476,200
	56	305,700	340,300	391,300	445,100	476,500
	57	305,900	340,500	391,600	445,700	476,700
	58	306,200	340,800	391,900	446,300	477,000
	59	306,500	341,100	392,200	446,800	477,300
	60	306,700	341,300	392,500	447,300	477,500
	61	306,900	341,500	392,800	447,900	477,700
	62	307,200	341,900	393,200	448,400	
	63	307,500	342,200	393,500	448,900	
	64	307,700	342,400	393,800	449,500	
	65	307,900	342,600	394,000	450,000	
	66	308,200	342,900	394,200	450,600	
	67	308,300	343,200	394,500	451,100	
	68	308,600	343,400	394,800	451,700	
	69	308,800	343,600	395,100	452,200	
	70			395,300	452,700	
	71			395,600	453,300	
	72			395,900	453,900	
	73			396,200	454,200	
	74			396,600	454,800	
	75			397,000	455,500	
	76			397,400	456,000	
	77			397,800	456,400	
	78			398,200	456,900	
	79			398,700	457,600	
	80			399,200	458,300	
	81			399,600	458,500	
	82			400,100		
	83			400,500		
	84			400,900		
	85			401,400		
	86			401,900		
	87			402,400		
	88			402,900		
	89			403,200		
	90			403,600		
	91			403,900		
	92			404,300		
	93			404,800		
	94			405,100		
	95			405,600		
	96			406,000		
	97			406,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額
		円	円	円	円	円
		237,600	269,300	300,500	343,800	373,700

備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗り組む職員等に適用する。ただし、警察官及び教育職員を除く。

別表第4

## 教 育 職 給 料 表

教育職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	214,700	263,200	396,400	473,000
	2	217,200	265,000	397,900	474,800
	3	219,500	266,400	399,300	476,700
	4	221,900	268,000	400,700	478,500
	5	224,200	269,400	402,100	480,200
	6	226,500	270,700	403,600	481,900
	7	228,800	271,900	405,100	483,800
	8	231,000	273,100	406,500	485,600
	9	233,400	274,500	407,800	487,400
	10	235,600	275,700	409,300	489,100
	11	237,800	277,000	410,800	490,700
	12	240,000	278,400	412,300	492,200
	13	242,400	279,700	413,700	493,700
	14	244,500	281,600	415,200	495,000
	15	246,700	283,300	416,800	496,500
	16	248,800	285,100	418,300	497,800
	17	251,100	286,800	419,700	499,000
	18	253,200	289,000	421,300	499,600
	19	255,200	291,300	422,900	500,200
	20	257,200	293,500	424,500	500,900
	21	258,900	295,700	425,700	501,500
	22	260,200	298,000	427,100	
	23	261,500	300,200	428,500	
	24	262,800	302,300	429,900	
	25	264,100	304,300	431,500	
	26	265,300	306,200	432,900	
	27	266,500	308,100	434,200	
	28	267,700	310,000	435,600	
	29	268,800	311,800	437,100	
	30	270,000	313,700	438,400	
	31	271,300	315,500	439,900	
	32	272,500	317,300	441,400	
	33	273,600	319,000	443,100	
	34	274,900	320,800	444,500	
	35	276,100	322,500	446,100	
	36	277,400	324,200	447,600	
	37	278,600	325,800	449,400	
	38	279,800	327,500	450,900	
	39	281,000	329,300	452,500	
	40	282,100	331,000	454,200	
	41	283,500	332,400	455,700	
	42	284,500	334,300	457,200	
	43	285,500	336,200	458,400	
	44	286,400	337,900	459,600	
	45	287,000	339,500	460,800	
	46	287,800	341,400	462,100	
	47	288,600	343,200	463,400	
	48	289,400	344,900	464,600	
	49	290,200	346,600	465,700	
	50	291,000	348,400	466,900	

	51	291,700	350,200	468,100
	52	292,500	351,900	469,300
	53	293,300	353,600	470,600
	54	294,100	354,900	471,800
	55	294,800	356,300	473,000
	56	295,700	357,600	474,300
	57	296,400	359,100	475,400
	58	297,000	360,700	476,000
	59	297,800	362,200	476,500
	60	298,600	363,800	477,000
	61	299,300	365,300	477,500
	62	299,900	366,900	
	63	300,700	368,500	
	64	301,300	370,000	
	65	302,400	371,500	
	66	303,200	373,100	
	67	303,900	374,700	
	68	304,600	376,300	
	69	305,200	377,800	
	70	305,900	379,400	
定年	71	306,600	380,900	
前	72	307,300	382,500	
再任	73	308,100	384,000	
用	74	308,800	385,600	
短時	75	309,500	387,200	
間	76	310,000	388,800	
勤務	77	310,600	390,200	
職員	78	311,200	391,600	
以外	79	311,900	393,000	
の	80	312,500	394,300	
職員	81	313,000	395,700	
員等	82	313,700	397,100	
	83	314,400	398,500	
	84	315,100	399,900	
	85	315,700	400,900	
	86	316,500	402,300	
	87	317,200	403,700	
	88	317,800	405,000	
	89	318,500	406,200	
	90	319,400	407,500	
	91	320,200	408,600	
	92	321,000	409,800	
	93	321,500	411,100	
	94	322,300	412,200	
	95	323,100	413,400	
	96	323,900	414,600	
	97	324,500	416,100	
	98	325,300	417,100	
	99	326,100	418,100	
	100	326,800	419,200	
	101	327,600	420,100	
	102	328,500	421,100	
	103	329,400	422,100	
	104	330,200	423,300	
	105	330,700	424,000	
	106	331,600	424,900	
	107	332,400	425,800	
	108	333,200	426,700	

		333,900	427,500		
	109	334,300	428,400		
	110	334,600	429,200		
	111	335,100	430,000		
	112	335,600	430,600		
	113	336,000	431,300		
	114	336,500	432,000		
	115	336,900	432,700		
	116	337,400	433,300		
	117	337,900	433,800		
	118	338,300	434,200		
	119	338,800	434,500		
	120	339,300	434,800		
	121	339,700	435,100		
	122	340,100	435,400		
	123	340,600	435,600		
	124	341,200	435,800		
	125	341,500	436,100		
	126	341,800	436,400		
	127	342,100	436,600		
	128	342,300	436,800		
	129	342,600	437,100		
	130	342,900	437,400		
	131	343,100	437,600		
	132	343,300	437,800		
	133	343,500	438,100		
	134	343,700	438,400		
	135	344,000	438,600		
	136	344,300	438,800		
	137	344,500	439,100		
	138	344,800	439,400		
	139	345,100	439,600		
	140	345,300	439,800		
	141	345,500	440,100		
	142	345,800	440,400		
	143	346,000	440,600		
	144	346,300	440,800		
	145	346,500			
	146	346,800			
	147	347,100			
	148	347,300			
	149	347,500			
	150	347,800			
	151	348,100			
	152	348,300			
	153	348,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額			
		円	円	円	円
		251,600	294,000	354,400	443,700

- 備考 (1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員等の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	214,800	236,600	338,400	368,300	456,100
	2	217,200	239,000	340,200	369,800	457,400
	3	219,500	241,400	342,000	371,400	458,600
	4	221,900	244,000	343,800	372,800	459,900
	5	224,200	246,400	345,400	374,200	461,000
	6	226,500	248,900	347,300	375,500	462,200
	7	228,800	251,300	349,200	376,900	463,400
	8	231,000	253,900	351,100	378,300	464,600
	9	233,400	256,500	352,900	379,700	465,900
	10	235,600	258,100	354,900	381,000	467,200
	11	237,900	259,800	356,800	382,300	468,200
	12	240,100	261,500	358,600	383,600	469,300
	13	242,500	263,200	360,300	384,800	470,600
	14	244,600	265,000	362,000	386,100	471,400
	15	246,800	266,400	363,600	387,300	472,200
	16	248,900	268,000	365,200	388,500	473,100
	17	251,200	269,400	366,800	389,600	474,100
	18	253,300	270,700	368,100	390,800	474,500
	19	255,300	271,900	369,300	392,000	475,000
	20	257,200	273,100	370,500	393,100	475,500
	21	258,900	274,500	371,800	394,200	476,000
	22	260,200	275,700	373,200	395,400	
	23	261,500	277,000	374,600	396,600	
	24	262,800	278,400	376,000	397,700	
	25	264,100	279,700	377,200	398,800	
	26	265,200	281,600	378,600	400,000	
	27	266,300	283,300	379,900	401,100	
	28	267,400	285,100	381,200	402,300	
	29	268,600	286,800	382,500	403,400	
	30	269,900	288,900	383,900	404,600	
	31	271,200	291,200	385,200	405,800	
	32	272,400	293,400	386,500	406,900	
	33	273,500	295,600	387,800	407,900	
	34	274,700	297,900	389,100	409,100	
	35	275,700	300,100	390,200	410,300	
	36	276,800	302,200	391,400	411,500	
	37	278,000	304,200	392,600	412,700	
	38	278,900	306,100	393,800	414,000	
	39	280,000	308,000	395,000	415,200	
	40	281,100	309,900	396,200	416,400	
	41	282,300	311,700	397,300	417,500	
	42	283,400	313,600	398,500	418,800	
	43	284,500	315,400	399,700	419,800	
	44	285,600	317,200	400,900	420,900	
	45	286,600	318,900	402,000	422,200	
	46	287,400	320,700	403,300	423,400	
	47	288,200	322,400	404,600	424,600	
	48	289,000	324,100	405,700	425,800	
	49	289,700	325,700	406,600	426,900	
	50	290,500	327,400	407,800	427,900	
	51	291,200	329,200	408,900	429,300	
	52	291,900	330,900	410,000	430,500	
	53	292,700	332,300	410,800	431,700	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	54	293,500	334,200	411,900	432,800
	55	294,100	336,100	412,900	433,900
	56	294,800	337,800	413,900	435,000
	57	295,600	339,500	415,000	436,100
	58	296,400	341,400	416,100	437,300
	59	297,200	343,200	417,200	438,500
	60	297,800	344,900	418,300	439,700
	61	298,400	346,600	419,300	440,300
	62	299,100	348,400	420,400	441,100
	63	299,800	350,200	421,500	441,800
	64	300,300	351,900	422,600	442,300
	65	301,000	353,600	423,500	442,600
	66	301,700	354,900	424,400	443,000
	67	302,400	356,300	425,400	443,400
	68	303,000	357,600	426,400	443,800
	69	303,700	359,100	427,200	444,100
	70	304,400	360,600	428,100	444,500
	71	305,000	362,100	428,800	444,800
	72	305,700	363,600	429,600	445,100
	73	306,200	365,000	430,300	445,400
	74	306,800	366,500	430,900	445,800
	75	307,500	368,000	431,600	446,100
	76	308,100	369,500	432,300	446,400
	77	308,700	370,900	432,900	446,600
	78	309,300	372,400	433,600	446,900
	79	309,900	373,900	434,100	447,200
	80	310,500	375,400	434,800	447,400
	81	311,000	376,800	435,200	447,600
	82	311,500	378,100	435,600	
	83	312,100	379,400	435,900	
	84	312,700	380,600	436,200	
	85	313,100	381,900	436,400	
	86	313,600	383,100	436,700	
	87	314,100	384,200	437,000	
	88	314,600	385,300	437,200	
	89	315,000	386,400	437,400	
	90	315,500	387,500	437,700	
	91	315,900	388,600	438,000	
	92	316,400	389,700	438,200	
	93	316,700	390,800	438,400	
	94	317,200	391,900	438,700	
	95	317,700	393,000	439,000	
	96	318,100	394,100	439,200	
	97	318,400	395,100	439,400	
	98	318,800	396,100	439,700	
	99	319,300	397,000	440,000	
	100	319,700	397,900	440,200	
	101	320,100	398,700	440,400	
	102	320,400	399,700	440,700	
	103	320,700	400,700	441,000	
	104	321,000	401,600	441,200	
	105	321,200	402,400	441,400	
	106	321,600	403,300		
	107	321,800	404,200		
	108	322,000	405,100		
	109	322,200	405,900		
	110	322,400	406,900		
	111	322,700	407,900		

	112	323,000	408,800			
	113	323,200	409,400			
	114	323,400	410,300			
	115	323,600	411,200			
	116	323,900	412,100			
	117	324,200	412,900			
	118	324,500	413,600			
	119	324,800	414,500			
	120	325,100	415,300			
	121	325,200	415,900			
	122	325,400	416,600			
	123	325,700	417,300			
	124	326,000	417,900			
	125	326,200	418,500			
	126		419,200			
	127		419,700			
	128		420,300			
	129		421,000			
	130		421,600			
	131		422,100			
	132		422,600			
	133		422,900			
	134		423,200			
	135		423,400			
	136		423,700			
	137		424,000			
	138		424,300			
	139		424,600			
	140		424,900			
	141		425,200			
	142		425,500			
	143		425,800			
	144		426,100			
	145		426,400			
	146		426,700			
	147		427,000			
	148		427,200			
	149		427,400			
	150		427,700			
	151		428,000			
	152		428,200			
	153		428,400			
	154		428,700			
	155		429,000			
	156		429,200			
	157		429,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額				
		円	円	円	円	円
		242,600	290,900	319,900	347,700	433,200

- 備考 (1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
			円	円	円
	1	279,700	360,500	415,400	483,700
	2	281,900	362,100	417,100	492,700
	3	284,000	363,700	418,400	501,500
	4	286,000	365,300	419,700	510,000
	5	287,800	366,800	420,900	518,600
	6	289,300	368,400	421,900	526,700
	7	290,800	370,000	422,900	534,300
	8	292,400	371,600	423,800	541,700
	9	294,200	373,000	424,700	548,700
	10	296,200	375,000	425,700	554,700
	11	298,300	377,000	426,800	559,400
	12	300,300	379,000	427,900	562,800
	13	302,300	380,800	429,000	566,300
	14	304,600	382,400	430,100	569,400
	15	306,700	384,100	431,100	572,400
	16	308,800	385,500	432,100	574,900
	17	310,800	386,800	433,200	577,100
	18	313,500	388,300	434,300	
	19	316,200	389,600	435,400	
	20	318,900	391,000	436,500	
	21	321,500	392,300	437,500	
	22	324,000	393,500	438,600	
	23	326,400	394,700	439,700	
	24	328,600	395,800	440,900	
	25	330,900	396,900	441,800	
	26	332,900	398,300	442,900	
	27	334,900	399,600	444,000	
	28	336,900	400,900	445,000	
	29	339,000	402,100	445,900	
	30	340,900	403,400	447,000	
	31	342,800	404,700	448,000	
	32	344,800	406,000	449,100	
	33	346,600	407,200	450,200	
	34	348,500	408,400	451,400	
	35	350,500	409,600	452,500	
	36	352,400	410,700	453,700	
	37	354,100	411,800	454,400	
	38	355,300	413,000	455,300	
	39	356,400	414,100	456,200	
	40	357,500	415,100	457,100	
	41	358,000	416,300	457,900	
	42	358,400	417,500	458,800	

	43	358,800	418,600	459,600	
	44	359,200	419,700	460,300	
	45	359,700	420,700	461,000	
	46	360,200	421,700	461,900	
	47	360,700	422,700	462,900	
	48	361,000	423,600	463,800	
	49	361,300	424,800	464,700	
	50	361,600	426,100	465,700	
	51	361,900	427,500	466,700	
	52	362,200	428,900	467,600	
	53	362,600	429,700	468,600	
	54	362,900	430,700	469,600	
	55	363,300	431,700	470,600	
	56	363,600	432,800	471,600	
	57	363,900	433,800	472,500	
	58	364,300	434,500	473,400	
	59	364,700	435,300	474,300	
	60	365,100	436,000	475,400	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	61	365,400	436,700	476,200	
	62	365,700	437,500	476,600	
	63	366,100	438,300	477,200	
	64	366,400	438,900	477,800	
	65	366,700	439,500	478,400	
	66	367,100	439,900	479,100	
	67	367,400	440,200	479,400	
	68	367,800	440,500	480,000	
	69	368,200	440,800	480,400	
	70	368,500	441,100	480,700	
	71	368,900	441,300	481,000	
	72	369,300	441,600	481,300	
	73	369,600	441,800	481,600	
	74	370,100	442,000		
	75	370,500	442,300		
	76	370,900	442,600		
	77	371,200	442,800		
	78	371,600	443,000		
	79	372,000	443,300		
	80	372,500	443,600		
	81	373,000	443,800		
	82	373,600	444,100		
	83	374,300	444,400		
	84	375,000	444,700		
	85	375,600	444,900		
	86	376,200	445,200		
	87	376,800	445,500		
	88	377,400	445,700		

	89	377,900	445,900		
	90	378,300	446,200		
	91	378,600	446,500		
	92	379,000	446,700		
	93	379,400	446,900		
	94	379,800			
	95	380,300			
	96	380,700			
	97	381,300			
	98	381,800			
	99	382,200			
	100	382,700			
	101	383,100			
	102	383,600			
	103	383,900			
	104	384,200			
	105	384,700			
	106	385,100			
	107	385,600			
	108	386,100			
	109	386,500			
	110	387,000			
	111	387,500			
	112	387,900			
	113	388,300			
	114	388,700			
	115	389,100			
	116	389,500			
	117	389,900			
	118	390,300			
	119	390,700			
	120	391,100			
	121	391,400			
	122	391,800			
	123	392,200			
	124	392,500			
	125	392,900			
	126	393,400			
	127	394,000			
	128	394,400			
	129	394,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額			
		円	円	円	円
		303,800	315,300	338,400	426,900

備考 この表は、県立の大学に勤務する教育職員に適用する。

別表第5

## 研究職給料表

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	197,700	249,900	344,900	395,400	468,300
	2	198,900	254,200	347,000	396,900	478,700
	3	200,100	257,100	349,000	398,300	488,500
	4	201,200	259,800	350,900	399,700	498,600
	5	202,300	262,500	352,700	401,100	508,700
	6	204,600	264,800	354,700	402,500	518,900
	7	206,700	266,300	356,700	403,900	527,800
	8	208,800	267,800	358,600	405,300	535,800
	9	211,100	269,300	360,400	406,700	543,700
	10	213,100	271,500	362,000	408,200	550,900
	11	215,100	273,600	363,600	409,700	556,400
	12	217,200	275,600	365,200	411,100	560,900
	13	219,300	277,400	366,800	412,500	564,000
	14	221,300	279,900	367,800	414,000	566,000
	15	223,200	282,300	368,800	415,600	
	16	225,000	284,600	369,800	417,100	
	17	226,800	286,800	370,900	418,600	
	18	228,700	289,200	372,100	420,200	
	19	230,500	291,700	373,300	421,800	
	20	232,400	294,100	374,500	423,600	
	21	234,300	296,400	375,700	424,800	
	22	236,200	298,600	376,800	426,200	
	23	237,900	300,700	377,900	427,600	
	24	239,700	302,700	378,900	429,000	
	25	241,500	304,700	380,000	430,300	
	26	243,800	306,600	381,000	431,600	
	27	245,900	308,500	382,000	433,100	
	28	248,100	310,500	383,000	434,600	
	29	250,100	312,400	383,900	435,800	
	30	251,200	313,900	384,700	437,100	
	31	252,300	315,400	385,500	438,700	
	32	253,400	317,000	386,300	440,200	
	33	254,800	318,500	387,000	441,500	
	34	256,400	320,000	387,800	442,900	
	35	257,900	321,500	388,600	444,400	
	36	259,400	323,000	389,400	445,800	
	37	260,900	324,400	390,100	447,200	
	38	262,500	325,300	390,800	448,600	
	39	264,200	326,200	391,600	450,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	40	265,800	327,100	392,400	451,500	
	41	267,200	327,800	393,200	452,600	
	42	268,600	328,300	394,500	453,900	
	43	270,000	328,800	395,700	455,300	
	44	271,400	329,200	396,900	456,600	
	45	272,900	329,600	397,600	457,500	
	46	274,200	330,200	398,600	458,300	
	47	275,500	330,700	399,400	459,200	
	48	276,700	331,100	400,100	460,100	
	49	277,900	331,500	400,900	461,000	
	50	279,000	331,900	401,600	461,800	
	51	280,100	332,200	402,200	462,400	
	52	281,200	332,700	402,900	463,200	
	53	282,400	333,100	403,500	463,600	
	54	283,500	333,500	404,200	464,200	
	55	284,500	333,900	405,000	464,700	
	56	285,500	334,200	405,800	465,200	
	57	286,500	334,600	406,400	465,700	
	58	287,200	334,900	407,200		
	59	287,700	335,300	407,900		
	60	288,300	335,700	408,600		
	61	288,900	336,100	409,200		
	62	289,500	336,600	409,900		
	63	290,100	337,200	410,700		
	64	290,700	337,700	411,400		
	65	291,300	338,100	412,000		
	66	291,800	338,700	412,600		
	67	292,400	339,200	413,200		
	68	292,900	339,800	413,900		
	69	293,500	340,300	414,700		
	70	294,200	340,800	415,200		
	71	294,800	341,400	415,800		
	72	295,400	342,000	416,400		
	73	296,000	342,500	416,900		
	74	296,700	343,200	417,500		
	75	297,300	343,900	418,100		
	76	298,000	344,600	418,600		
	77	298,600	345,200	419,100		
	78	299,300	345,800	419,600		
	79	300,000	346,500	420,100		
	80	300,500	347,300	420,800		
	81	301,100	348,000	421,200		
	82	301,800	348,700			
	83	302,500	349,300			
	84	303,100	349,900			

85	303,600	350,400				
86	304,200	350,900				
87	304,900	351,300				
88	305,500	351,700				
89	306,000	352,000				
90	306,600	352,500				
91	307,400	352,900				
92	308,000	353,300				
93	308,600	353,600				
94	309,200	353,900				
95	309,800	354,300				
96	310,400	354,700				
97	310,700	355,200				
98	311,200	355,700				
99	311,800	356,200				
100	312,300	356,700				
101	312,700	357,200				
102	313,100	357,700				
103	313,500	358,100				
104	313,900	358,600				
105	314,300	359,100				
106	314,700	359,500				
107	315,100	360,000				
108	315,400	360,400				
109	315,600	360,900				
110	316,000	361,300				
111	316,300	361,700				
112	316,500	362,100				
113	316,800	362,600				
114	317,100	363,000				
115	317,400	363,400				
116	317,700	363,800				
117	317,900	364,300				
118	318,200	364,700				
119	318,400	365,100				
120	318,700	365,500				
121	319,000	365,900				
定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額
	円	円	円	円	円	円
	234,300	278,200	304,500	349,100	410,600	

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

別表第6

## 医療職給料表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 紙	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	1	円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	

		49	413,100	487,300	542,700	
		50	413,500	488,000	543,500	
		51	414,000	488,700	544,200	
		52	414,400	489,300	545,100	
		53	414,800	489,900	546,000	
		54	415,100	490,600	546,800	
		55	415,400	491,200	547,700	
		56	415,800	491,800	548,600	
		57	416,100	492,100	549,400	
		58	416,500	492,700	550,200	
		59	416,800	493,300	551,000	
		60	417,200	494,000	551,700	
		61	417,600	494,400	552,500	
		62	417,900	495,000	553,400	
		63	418,200	495,700	554,300	
		64	418,500	496,400	555,200	
		65	418,800	496,800	556,000	
		66		497,400	556,900	
		67		498,000	557,800	
		68		498,500	558,700	
		69		499,000	559,500	
		70		499,500	560,400	
		71		500,000	561,300	
		72		500,500	562,200	
		73		500,900	563,000	
		74		501,400		
		75		501,800		
		76		502,200		
		77		502,700		
		78		503,300		
		79		503,800		
		80		504,200		
		81		504,700		
		82		505,300		
		83		505,900		
		84		506,400		
		85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員			基 準 給 料 月 額			
			円	円	円	円
			312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員等の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	1	円 202,700	円 242,900	円 279,300	円 298,500	円 332,100	円 378,900	円 434,800
	2	204,900	244,200	280,100	299,300	333,500	380,600	436,700
	3	207,000	245,500	280,800	300,000	334,900	382,300	438,800
	4	209,100	246,900	281,600	300,700	336,400	383,900	440,600
	5	211,200	248,100	282,400	301,400	337,800	385,400	442,400
	6	213,200	249,200	283,200	302,200	339,400	387,000	444,000
	7	215,300	250,200	284,000	302,900	340,900	388,700	445,700
	8	217,200	251,100	284,800	303,600	342,500	390,300	447,200
	9	219,100	252,100	285,500	304,400	343,900	391,900	448,700
	10	221,000	253,200	286,300	305,100	345,500	393,900	450,100
	11	223,000	254,400	287,100	305,900	347,000	396,000	451,400
	12	225,200	255,400	287,900	306,500	348,600	398,000	452,700
	13	226,900	256,800	288,700	307,200	350,000	399,400	454,100
	14	229,000	258,000	289,500	308,300	351,600	401,100	455,300
	15	231,200	259,000	290,300	309,400	353,100	402,900	456,500
	16	233,300	260,600	291,100	310,600	354,700	404,600	457,600
	17	235,500	262,100	291,900	311,700	356,200	406,400	458,800
	18	237,100	263,500	292,700	312,900	357,800	407,900	459,900
	19	238,600	264,700	293,500	314,100	359,400	409,400	461,100
	20	239,700	265,800	294,200	315,300	360,900	410,900	462,400
	21	240,800	266,900	295,000	316,500	362,300	412,200	463,500
	22	241,700	267,800	295,900	317,700	363,800	413,500	464,300
	23	242,600	268,700	296,800	318,900	365,300	414,800	464,700
	24	243,600	269,500	297,600	320,100	366,800	416,000	465,400
	25	244,500	270,300	298,300	321,300	368,400	417,100	465,900
	26	245,400	271,100	299,200	322,500	369,900	418,200	466,300
	27	246,300	271,900	300,100	323,600	371,400	419,400	466,700
	28	247,200	272,700	300,800	324,800	372,800	420,500	467,100
	29	248,100	273,500	301,600	326,100	374,200	421,300	467,500
	30	249,000	274,300	302,700	327,300	375,800	422,100	467,900
	31	249,900	275,100	303,600	328,500	377,300	422,900	468,300
	32	250,800	275,900	304,600	329,700	378,900	423,700	468,600
	33	251,500	276,700	305,600	330,900	380,100	424,100	468,900
	34	252,100	277,500	306,700	332,000	381,200	424,700	469,200
	35	252,800	278,200	307,800	333,200	382,400	425,200	469,500
	36	253,500	279,000	308,700	334,400	383,500	425,600	469,800

	37	254,200	279,900	309,700	335,600	384,500	426,000	470,100
	38	254,800	280,700	310,700	336,900	385,300	426,200	
	39	255,400	281,500	311,700	338,200	386,300	426,500	
	40	256,100	282,200	312,700	339,400	387,400	426,800	
	41	256,700	282,900	313,700	340,300	388,400	427,100	
	42	257,300	283,700	314,900	341,600	389,400	427,400	
	43	257,900	284,500	316,000	342,800	390,400	427,700	
	44	258,400	285,300	317,100	344,000	391,300	428,000	
	45	258,800	286,000	318,200	344,900	392,100	428,300	
	46	259,400	286,800	319,300	345,900	392,900	428,600	
	47	259,800	287,600	320,400	346,900	393,800	428,900	
	48	260,200	288,300	321,400	347,900	394,700	429,200	
	49	260,600	289,000	322,500	348,800	395,200	429,400	
	50	261,100	289,700	323,600	349,700	396,000	429,600	
	51	261,700	290,400	324,700	350,700	396,800	429,900	
	52	262,200	291,100	325,800	351,600	397,600	430,200	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	53	262,500	291,800	326,800	352,100	398,000	430,400	
	54	262,800	292,400	327,800	353,000	398,700		
	55	263,100	293,100	328,800	353,800	399,400		
	56	263,400	293,700	329,800	354,700	400,000		
	57	263,700	294,400	330,800	355,400	400,400		
	58	264,000	295,100	331,800	355,700	401,000		
	59	264,300	295,800	332,800	356,200	401,600		
	60	264,600	296,400	333,700	356,800	402,200		
	61	264,900	297,000	334,600	357,400	402,600		
	62	265,200	297,600	335,400	358,100	403,100		
	63	265,500	298,300	336,100	358,800	403,600		
	64	265,800	298,900	336,700	359,400	404,100		
	65	266,100	299,400	337,300	360,100	404,700		
	66	266,400	300,000	338,000	360,600	405,200		
	67	266,700	300,700	338,600	361,200	405,800		
	68	267,000	301,300	339,200	361,800	406,400		
	69	267,300	301,900	339,800	362,100	406,900		
	70	267,600	302,600	340,000	362,600	407,400		
	71	268,000	303,200	340,400	363,100	407,900		
	72	268,200	303,800	341,000	363,600	408,300		
	73	268,400	304,400	341,600	364,100	408,600		
	74	268,700	304,900	342,100	364,600	409,100		
	75	269,000	305,300	342,600	365,100	409,500		
	76	269,200	305,700	343,000	365,500	409,900		
	77	269,400	306,000	343,600	365,800	410,300		

	78	269,700	306,300	344,100	366,100			
	79	270,000	306,500	344,500	366,300			
	80	270,200	306,800	345,000	366,600			
	81	270,400	307,100	345,500	367,100			
	82	270,700	307,400	345,800	367,400			
	83	271,000	307,700	346,000	367,700			
	84	271,200	308,000	346,300	368,000			
	85	271,400	308,200	346,700	368,400			
	86		308,400	347,100	368,700			
	87		308,600	347,500	369,000			
	88		308,800	347,800	369,300			
	89		309,200	348,100	369,700			
	90		309,400	348,300	370,000			
	91		309,600	348,700	370,300			
	92		309,800	349,000	370,600			
	93		310,200	349,200	370,900			
	94		310,400	349,500	371,300			
	95		310,600	349,800	371,700			
	96		310,900	350,000	372,100			
	97		311,200	350,200	372,600			
	98		311,400	350,500	373,000			
	99		311,600	350,800	373,400			
	100		311,900	351,000	373,800			
	101		312,200	351,100	374,300			
	102		312,400	351,400				
	103		312,600	351,800				
	104		312,900	352,000				
	105		313,200	352,200				
	106			352,500				
	107			352,900				
	108			353,300				
	109			353,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		204,800	231,900	261,800	276,100	303,100	346,000	390,200

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
	1	223,600	257,400	299,100	312,700	336,700	380,000
	2	225,500	259,600	299,600	313,300	337,700	381,800
	3	227,300	261,800	300,100	313,800	338,700	383,500
	4	229,000	264,100	300,600	314,300	339,600	385,200
	5	230,700	266,300	301,000	314,800	340,600	387,000
	6	232,600	267,400	301,500	315,300	341,900	389,000
	7	234,500	268,200	302,000	315,900	343,100	391,100
	8	236,200	269,300	302,500	316,300	344,300	393,200
	9	238,000	270,300	302,900	316,800	345,200	394,900
	10	240,100	271,400	303,400	317,300	346,400	397,000
	11	242,000	272,500	303,900	317,900	347,500	399,200
	12	244,100	273,800	304,400	318,400	348,700	401,200
	13	246,100	274,800	304,800	318,800	349,700	403,100
	14	248,100	275,500	305,300	319,500	350,800	404,700
	15	250,300	276,200	305,700	320,200	351,900	406,600
	16	252,300	277,100	306,200	320,800	353,000	408,400
	17	254,500	278,300	306,700	321,400	354,100	410,200
	18	256,600	279,400	307,200	322,300	355,300	411,900
	19	258,700	280,500	307,700	323,200	356,400	413,900
	20	260,800	281,600	308,100	324,100	357,500	415,700
	21	262,900	282,700	308,600	324,900	358,600	417,400
	22	264,700	283,700	309,000	325,800	359,800	419,100
	23	265,900	284,600	309,500	326,700	360,900	420,900
	24	267,000	285,700	309,900	327,500	362,100	422,700
	25	268,100	286,500	310,400	328,300	363,200	424,400
	26	269,000	287,400	311,000	329,100	364,500	426,100
	27	269,900	288,300	311,700	330,000	365,800	428,000
	28	270,800	289,200	312,400	330,900	367,100	429,800
	29	271,700	290,300	313,100	331,700	368,400	431,300
	30	272,500	291,000	313,900	332,800	369,900	432,900
	31	273,200	291,700	314,600	333,900	371,400	434,400
	32	273,900	292,400	315,400	335,000	372,900	435,800
	33	274,700	293,000	316,100	336,100	374,100	437,000
	34	275,500	293,600	316,900	337,100	375,600	438,100
	35	276,100	294,100	317,600	338,200	377,100	439,200
	36	276,600	294,500	318,300	339,300	378,500	440,500
	37	277,200	294,900	319,100	340,400	380,000	441,800
	38	277,900	295,500	319,900	341,600	381,000	442,900
	39	278,600	296,000	320,700	342,700	382,400	444,100
	40	279,400	296,500	321,500	343,800	383,700	445,300
	41	280,100	296,900	322,100	344,600	385,000	446,600
	42	280,700	297,400	323,000	345,700	386,400	447,600
	43	281,400	297,800	324,000	346,800	387,700	448,700
	44	282,000	298,300	324,900	347,900	389,100	449,800
	45	282,800	298,800	325,800	348,800	390,600	450,900
	46	283,500	299,200	326,800	349,700	391,800	451,400
	47	284,200	299,700	327,800	350,700	393,000	451,900
	48	284,800	300,100	328,700	351,700	394,200	452,300
	49	285,400	300,600	329,600	353,000	395,300	452,900
	50	285,900	301,000	330,600	354,300	396,200	453,400
	51	286,300	301,500	331,600	355,500	397,200	453,800
	52	286,700	302,100	332,600	356,700	398,100	454,300
	53	287,000	302,500	333,400	357,600	398,700	454,800
	54	287,500	302,900	334,400	358,800	399,500	455,200
	55	287,900	303,400	335,400	360,000	400,300	455,500

	56	288,300	303,800	336,300	361,300	401,200	455,800	
	57	288,700	304,300	337,200	362,300	401,800	456,200	
	58	289,100	305,000	338,100	363,200	402,500		
	59	289,400	305,700	339,100	364,300	403,300		
	60	289,800	306,400	340,000	365,500	403,900		
	61	290,200	307,100	340,900	366,600	404,500		
	62	290,600	308,100	342,100	367,900	405,200		
	63	291,000	309,000	343,300	369,100	405,900		
	64	291,300	309,700	344,500	370,100	406,500		
	65	291,600	310,400	345,200	371,100	407,200		
	66	292,000	311,300	346,400	372,100	407,700		
	67	292,400	312,100	347,500	373,200	408,300		
	68	292,700	312,900	348,400	374,300	408,800		
	69	293,100	313,700	349,500	375,100	409,200		
	70	293,600	314,600	350,200	376,300	409,800		
	71	294,000	315,500	351,300	377,400	410,300		
	72	294,300	316,300	352,500	378,500	410,600		
	73	294,700	317,200	353,600	379,200	410,900		
	74	295,200	318,100	354,800	380,000	411,400		
	75	295,800	319,000	355,900	380,800	411,800		
	76	296,300	319,900	357,000	381,500	412,100		
定年 前再 任用 短時 間勤務 職員 以外の 職員等	77	296,800	320,700	358,100	382,000	412,400		
	78	297,300	321,600	359,300	382,500	412,900		
	79	297,900	322,600	360,300	383,100	413,400		
	80	298,300	323,500	361,400	383,600	413,800		
	81	298,800	324,000	362,300	384,200	414,100		
	82	299,200	324,900	363,300	384,700	414,500		
	83	299,700	325,800	364,200	385,200	415,000		
	84	300,200	326,600	365,200	385,700	415,400		
	85	300,600	327,400	366,200	386,100	415,800		
	86	301,000	328,400	367,000	386,500			
	87	301,500	329,400	367,800	387,100			
	88	302,000	330,400	368,600	387,700			
定年 前再 任用 短時 間勤務 職員 以外の 職員等	89	302,500	331,300	369,100	388,000			
	90	303,000	332,300	369,700	388,500			
	91	303,500	333,300	370,400	388,900			
	92	304,000	334,400	371,000	389,200			
	93	304,500	335,200	371,400	389,800			
	94	304,900	335,900	371,800	390,300			
	95	305,400	336,600	372,300	390,800			
	96	306,000	337,200	372,700	391,300			
	97	306,700	337,700	373,200	391,900			
	98	307,200	338,000	373,600	392,400			
	99	307,700	338,500	374,100	392,900			
	100	308,200	339,100	374,500	393,300			
	101	308,600	339,500	374,900	393,900			
	102	309,100	340,000	375,400	394,400			
	103	309,500	340,600	375,700	394,900			
	104	309,900	341,200	376,000	395,400			
	105	310,300	341,600	376,500	396,000			
	106	310,700	342,100	377,000	396,500			
	107	311,100	342,600	377,500	397,000			
	108	311,400	343,100	378,000	397,500			
	109	311,600	343,500	378,500	398,100			
	110	311,900	343,800	379,000				
	111	312,100	344,100	379,500				
	112	312,500	344,400	379,900				
	113	312,700	344,700	380,300				
	114	312,900	345,100	380,700				
	115	313,300	345,500	381,200				
	116	313,500	345,800	381,700				
	117	313,800	345,900	382,100				

	118	314,000	346,200	382,600			
	119	314,300	346,500	383,100			
	120	314,600	346,700	383,600			
	121	314,900	346,900	383,900			
	122	315,200	347,200				
	123	315,500	347,500				
	124	315,800	347,800				
	125	316,000	348,000				
	126	316,200	348,300				
	127	316,500	348,700				
	128	316,900	348,900				
	129	317,100	349,000				
	130	317,400	349,300				
	131	317,800	349,600				
	132	318,200	349,900				
	133	318,300	350,200				
	134	318,600	350,600				
	135	319,000	351,000				
	136	319,300	351,400				
	137	319,500	351,700				
	138	319,800	352,100				
	139	320,100	352,500				
	140	320,400	352,900				
	141	320,600	353,200				
	142	320,900	353,600				
	143	321,300	353,900				
	144	321,600	354,300				
	145	321,700	354,600				
	146	322,000	355,000				
	147	322,300	355,400				
	148	322,600	355,800				
	149	322,900	356,100				
	150	323,100	356,500				
	151	323,400	356,900				
	152	323,700	357,300				
	153	324,100	357,600				
	154	324,300					
	155	324,500					
	156	324,800					
	157	325,100					
	158	325,400					
	159	325,700					
	160	326,000					
	161	326,400					
	162	326,700					
	163	327,000					
	164	327,300					
	165	327,700					
	166	328,000					
	167	328,300					
	168	328,600					
	169	329,000					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		253,200	274,500	282,200	293,200	310,500	349,700

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に、「額」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）を「100分の61.25」に改める。

別表第1中	362,000			362,000	403,900	416,500	に改
	362,400			362,400	404,300	416,800	
	362,800			362,800	404,600	417,000	
	363,000		を	363,000	404,900	417,200	
	363,400			363,400	405,300	417,500	
	363,800			363,800	405,600	417,800	
	364,200			364,200	405,900	418,000	
	364,300			364,300	406,200	418,200	

める。

別表第2中	405,800			405,800	440,600	に改める。
	406,400			406,400	440,900	
	407,000			407,000	441,200	
	407,300		を	407,300	441,400	
	407,800			407,800	441,700	
	408,400			408,400	442,000	
	408,900			408,900	442,300	
	409,300			409,300	442,500	

別表第5中	348,700			348,700	421,700	に改める。
	349,300			349,300	422,200	
	349,900			349,900	422,700	
	350,400		を	350,400	423,100	
	350,900			350,900	423,600	
	351,300			351,300	424,100	
	351,700			351,700	424,500	

352,000		352,000	424,900
		366,100 366,300 366,600	
		367,100 367,400 367,700 368,000	を
		368,400	
366,100 366,300 366,600	410,700 411,000 411,300	386,500 387,100 387,700	
367,100 367,400 367,700 368,000	411,600 411,900 412,200 412,500	388,000 388,500 388,900 389,200	を
368,400	412,800	389,800	
386,500 387,100 387,700	416,300 416,700 417,100		
388,000 388,500 388,900 389,200	417,500 418,000 418,400 418,800		
389,800	419,200		

（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1号を加える。

(4) 通勤のため自動車等の駐車のための施設等（管理者が定めるものに限る。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員（管理者が定める職員を除く。）

（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）

の一部を次のように改正する。

第10条に次の1号を加える。

(4) 通勤のため自動車等の駐車のための施設等（管理者が定めるものに限る。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員（管理者が定める職員を除く。）

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	412,000
2	463,000
3	517,000
4	584,000
5	666,000
6	778,000
7	908,000

第5条第2項中「100分の95」を「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」に、「100分の77.5」を「100分の77.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の80」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の77.5」と「100分の107.5」とあるのは「100分の80」を「100分の78.75」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	435,000
2	499,000
3	565,000
4	653,000
5	759,000
6	866,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額

	円
1	364,000
2	402,000
3	431,000

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」に改める。

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定（山形県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第12条の6の改正規定に限る。）並びに第2条から第4条まで、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（給与条例第12条の6の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与条例（同項及び附則第5項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日（次項及び附則第5項において「適用日」という。）から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員等（給与条例第1条に規定する職員等をいう。以下この項及び附則第5項において同じ。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員等の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第5条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 5 改正後の給与条例第13条の3第4項の規定は、適用日前に新たに給料表の適用を受ける職員等となった者にも適用する。

(委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第45号

##### 山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第384号の2中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同項第384

号の2の2中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同項第431号の4の次に次の1号を加える。

(431)の5 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付	支部政党交付金使途等報告書等の写しの交付手数料	第431号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
------------------------------------------------------	-------------------------	--------------------------------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第431号の4の次に1号を加える改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第46号

##### 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第11項事務の欄中第23号を第29号とし、第18号から第22号までを6号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の6号を加える。

- (18) 法第30条の18の4第1項の規定によるかかりつけ医機能に関する報告の受理
- (19) 法第30条の18の4第2項の規定によるかかりつけ医機能に関する体制の確認
- (20) 法第30条の18の4第4項前段の規定によるかかりつけ医機能に関する体制の変更の報告の受理
- (21) 法第30条の18の4第4項後段の規定によるかかりつけ医機能に関する体制の変更の確認
- (22) 法第30条の18の4第6項の規定による報告の徴収及び是正命令
- (23) 法第30条の18の4第7項において準用する法第30条の13第3項の規定による情報の提供の要求

第2条第1項の表第15項事務の欄第17号中「第137条の12第6項及び第7項」を「第137条の12第11項及び第12項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第15項事務の欄第17号の改正規定は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第47号

##### 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2監査委員の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第48号****山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

**(虐待等の禁止)**

第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第9条中「、第12条」を削り、同条の表第12条の項を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第49号****山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第25条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第29条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第30条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第39条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第40条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第41条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第59条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第62条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第63条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第64条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第65条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第71条第2項第2号中「（昭和23年厚生省令第11号）」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

---

山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第50号

#### 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第21条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

#### 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

---

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第51号

#### 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第52号

## 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例（昭和44年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「第7条第14号」を「第7条第14号及び第15号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第53号

## 山形県県営住宅条例の一部を改正する条例

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削り、「県公報に記載するほか、新聞、ラジオ、掲示等の」を「インターネットの利用その他の適切な」に改める。

第5条各号列記以外の部分を次のように改める。

県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。

第5条第4号中「親族が」を「親族（以下この条において「入居者等」という。）が」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、同条第2号イ中「である」を「（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）である」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「親族」を「者がある場合においては、これらの者が親族」に、「）が」を「）であつて自己と生計を一にするもので」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 独立の生計を営む者であること。

第5条に次の3号を加える。

(6) 入居者等が地方税を滞納していないこと。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(7) 入居者等が過去に県営住宅に入居していた場合においては、現に当該県営住宅の家賃等に係る債務を負つていないこと。

(8) 入居者等が第19条の2の規定に違反し、第24条第1項の規定による県営住宅の明渡しの請求を受けた者又はその者と同居し、当該請求の原因となつた行為をした者（当該行為をした時に成年であつた者に限る。）である場合においては、当該請求に基づく県営住宅の明渡しを行つた日の翌日から起算して5年を経過していること。

第5条の2第2項中「前条第2号ロ」を「前条第3号ロ」に改め、同項中「（老人等にあつては、同条第1号を除く。）」を削る。

第10条を次のように改める。

### 第10条 削除

第15条第3項中「第5条第2号イ」を「第5条第3号イ」に改める。

第26条の4の表中「第6条」を「第5条第6号、第6条」に改め、「、第10条」を削る。

附則第4項を削る。

### 附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の山形県県営住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後に入居の申込みをした者について適用し、同日前に入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第54号****山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例**

(山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

**第1条 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）の一部を次のように改正する。**

第3条第1項中「者に」を「者（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）に」、「100分の4」を「100分の10」に改め、同条第3項中「について」を「（指導改善研修被認定者を除く。第6条第2項において同じ。）について」に改める。

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

**第2条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。**

第13条の6第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「応じて」を「応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第4教育職給料表(1)の項の表の備考第2号中「7,700円」を「30,700円」に改め、同備考に次の1号を加える。

(3) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が4級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4教育職給料表(2)の項の表の備考第2号中「7,500円」を「31,700円」に改め、同備考に次の1号を加える。

(3) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が4級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

(山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

**第3条 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。**

第3条中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号を第27号とする。

第15条第2項第2号中「7,500円」を「8,000円」に改める。

第18条を次のように改める。

**第18条 削除****附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる期間における第1条の規定による改正後の山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6

令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

3 次の表の左欄に掲げる期間における第2条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（以下「新条例」という。）別表第4教育職給料表(1)の項の表の備考第2号の規定の適用については、同号中「30,700円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	11,500円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	15,400円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	19,200円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	23,000円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	26,900円

4 次の表の左欄に掲げる期間における新条例別表第4教育職給料表(1)の項の表の備考第3号の規定の適用については、同号中「23,000円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	3,800円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	7,700円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	11,500円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	15,300円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	19,200円

5 次の表の左欄に掲げる期間における新条例別表第4教育職給料表(2)の項の表の備考第2号の規定の適用については、同号中「31,700円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	11,500円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	15,600円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	19,600円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	23,600円

令和12年1月1日から同年12月31日まで	27,700円
-----------------------	---------

6 次の表の左欄に掲げる期間における新条例別表第4 教育職給料表(2)の項の表の備考第3号の規定の適用については、同号中「24,200円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	4,000円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	8,100円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	12,100円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	16,100円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	20,200円